

義務教育施策等に関する提言

義務教育施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 分権型教育の推進について

- (1) 公立小中学校及び義務教育学校の教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて人事権を移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。

2. 教職員配置等の充実について

- (1) 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、学級編制及び教職員定数の標準について一層の見直しを図るとともに、所要の税財源措置を講じること。
特に、少人数学級については、後退することなく、引き続きその推進を図ること。
- (2) すべての小中学校に対して、専任のいじめ対策担当教諭を配置するため、定数上の措置とあわせ、必要な財政措置を講じること。
また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の充実と、財政措置の拡充を図ること。
さらに、適応指導教室にスクールカウンセラー等を配置するとともに、運営に係る財政措置の拡充を図ること。
- (3) 日本語指導等を必要とする帰国・外国人児童生徒が在籍する学校について、教職員配置の充実を図るとともに、日本語指導等を行う支援員の配置を充実させるため、財政措置の拡充を図ること。
- (4) 小学校の外国語活動、中学校の外国語学習等の円滑な実施のため、正規教職員の確保や地域の実態に即した外国語指導助手等の確保・配置に必要な支援策及び財政措置の拡充を図ること。
- (5) 大規模校における養護教諭の負担が過大となっていることを踏まえ、各校の実情に応じて養護教諭を複数配置できるよう、配置基準を見直すこと。

(6) ICT教育の推進に向け、ICT支援員の配置に対する十分な財政措置を講じること。

また、学校におけるICT環境整備に当たり、機器の整備、無線LAN基盤の構築、校務支援システムの導入及び維持管理に対する十分な財政措置を講じること。

(7) 教員の事務負担を軽減するため、事務職員の配置改善を行うとともに、十分な財政措置を講じること。

(8) 学校図書館の充実や読書活動の推進を図るため、専任の司書教諭を適切に配置するとともに、財政措置の拡充を図ること。

(9) 免許外教科担任を解消するため、当該教科の免許を有する非常勤講師を配置できるように、財政措置を講じること。

(10) 育児短時間勤務の実施に伴い、学校運営に支障を来すことのないよう、新たに加配教員を配置するなど、常勤教員の補充について十分配慮すること。

(11) 食育の推進や食物アレルギー等への十分な対応のため、栄養教諭等の配置定数を拡充すること。

(12) 部活動に係る教職員の負担を軽減するため、指導体制の改善に必要な財政措置の拡充を図ること。

また、速やかに部活動指導員の確保や配置ができるよう、ガイドラインを早期に示すこと。

(13) 教職員の大量交代期において、学校の教育力を低下させることなく質の高い教育を保障するため、拠点校指導員を増員して初任者研修制度の充実を図ること。

3. 障害児等の学習環境の充実について

(1) 特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育に対応する教職員定数の拡充を行うこと。

また、通常学級に在籍する児童生徒、LD、ADHD、広汎性発達障害等の専門的な教育的支援や医療的ケアを要する児童生徒への支援体制の充実を図ること。

さらに、特別支援教育を担当する専任の教員、特別支援教育支援員、特別支援教育コーディネーター、看護師等の医療教員等の適正配置や施設整備等について、十分な財政措置を講じること。

加えて、地方単独事業として配置している補助員等に対する財政措置を講じる

こと。

- (2) 一人ひとりの特性とニーズに応じたきめ細かい教育支援が可能となるよう、特別支援学級における児童生徒の定数の引下げを行うこと。

また、児童生徒の障害に応じた就学を促進するため、障害種別による学級編制を積極的に進められるよう、所要の措置を講じること。

- (3) 幼稚園において発達障害の症状の早期発見や発達障害の状況に応じた適切な支援を行うため、補助員等の配置等に係る財政措置の拡充を含む支援措置を講じること。

- (4) インクルーシブ教育システムの構築に向け、財政支援等の所要の措置の充実を図ること。

- (5) 入退院を繰り返す児童生徒に配慮し、院内学級について入級手続きの簡素化を図ること。

- (6) 知的な遅れを伴わない発達障害等の生徒が特別支援学校高等部に入学できるよう、必要かつ積極的な措置を講じること。

また、平成30年度から制度の運用が開始される高等学校の通級指導教室について、早期に設置校を拡大するとともに、特別支援教育の専門家を配置するなど、支援体制を充実強化すること。

4. 子どもの貧困対策等の推進について

- (1) すべての子どもの貧困対策を総合的に推進すること。

また、貧困による教育格差の解消等の喫緊の課題に対応するため、教職員の配置について、一層の措置を講じること。

さらに、貧困削減の数値目標及び計画を策定するとともに、具体的な施策に取り組む都市自治体に対する必要な財政措置を講じること。

- (2) 幼稚園就園奨励費については、超過負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。

また、幼児教育の無償化の実現に当たっては、現場を預かる都市自治体と十分な協議を行うとともに、必要な地方財源を確実に確保すること。

- (3) 経済的に困難を抱える若者の進学を支えるための奨学金については、給付型奨学金制度の拡充と独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金における無利子貸付の対象拡充を図ること。

また、大学を卒業した若者が地元で就職し、活躍するなど、人材定着にも資す

る奨学金制度とすること。

さらに、独自の奨学金制度を設ける自治体に対する支援を講じること。

- (4) 貧困状態にある子どもの教育機会を保障するため、扶養義務者間以外への教育資金贈与信託・公益信託制度を創設するとともに、贈与税非課税特例の適用を講じること。

5. いじめ防止対策推進法等を踏まえた都市自治体の取組を充実させるため、財政措置の拡充を図ること。

また、学校ネットパトロール事業に対し、財政措置等の十分な支援策を講じること。

6. 小中一貫教育の推進について

- (1) 小中一貫教育の取組を推進するため、教職員の定数措置や加配措置を講じるとともに、導入に向けた取組についても、人的措置を含めた支援制度を確立すること。
- (2) 義務教育学校の整備を推進するため、地域の実情を踏まえて実施する施設整備や敷地の取得・拡幅について、財政措置を講じること。
- (3) 併設型小中学校間の連携・交流活動を充実したものとするため、移動経費に対する財政措置を講じること。

7. 学校の統廃合に伴うスクールバスの購入・運行等について、十分かつ確実な財政支援措置を講じること。

また、遠距離通学費補助制度における補助期間の延長や通学距離の基準の緩和等、制度の拡充を図ること。

8. 保護者の教育費負担軽減のため、学校給食費の公費負担の在り方について検討すること。

9. 放課後子ども教室に係る補助制度については、地域の実情に応じた運営が行えるよう、十分な財政措置を講じること。

10. 地方の特色を生かした魅力のある大学の創出など、地方高等教育機関の活性化を

図ること。

また、地域の人材育成等に対し、その機能を十分発揮できるよう、地場産業振興に資する研究や教育プログラムの開発など、多様な支援策を講じること。

さらに、高等教育機関の地方移転や新設に伴う施設整備費等に対する財政支援制度を創設すること。

11. 地方創生を推進するため、私立大学等経常費補助金の交付基準については、全国一律の適用ではなく、地域要件を設けるなど、地方大学における入学定員充足率に係る基準を緩和すること。

12. 学校及び教育委員会に対する各種報告や統計諸調査等を整理し、教職員等の負担軽減を図ること。

13. 新学習指導要領実施に伴う教師用教科書等の購入経費について、財政措置の拡充を図ること。

14. 新学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、生徒の学習意欲を促す学習空間の整備が図られるよう、財政措置を講じること。

15. 社会に開かれた教育課程の実現に向け、地域コーディネーターの配置を進めるとともに、地域学校協働活動推進事業の拡充を図ること。

16. 高等学校等就学支援金制度について、就学援助を拡充し、授業料の無償化を図ること。

また、支給申請に係る手続きの一層の簡素化を図ること。

17. 準要保護児童生徒就学援助費について、教育の機会均等の観点から、十分な財政措置を講じること。

また、要保護児童生徒援助費補助金の交付要綱について、平成29年3月に小学校就学予定者を支給対象とする一部改正が行われたことを踏まえ、要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助に係る事務処理要領についても改正を行うこと。

さらに、ひとり親家庭等を対象に、高校入学時に要する費用等の支援制度を創設

すること。

18. 小中学校において、地域社会を支える「ひと」を育てる教育を推進するため、明確な方針を示すこと。

19. 総合型地域スポーツクラブの持続的な発展を推進するため、同クラブの運営や指導者育成等に対する財政措置を講じること。

20. 都道府県立・私立を問わず、都市自治体が設置する高等学校の寄宿舎の維持運営費について、地方財政措置の対象経費となるよう、特別交付税措置の要件の緩和を図ること。

21. 文化財の保存等について

(1) 国は、文化財の保存・公開・活用・継承等に係る取組を推進するとともに、地域の振興・活性化を図るため、財政措置の継続・拡充を図ること。

また、都市自治体が行う文化財保護・保存措置の経費に対する財政措置を講じること。

(2) 地域固有の文化の無形文化遺産登録への支援を行うこと。

また、世界文化遺産等を構成する文化財について、保存修理・整備、防災事業に係る十分な財政措置を講じること。

(3) 日本遺産認定地域において、魅力発信に係る取組を強力に推進するため、財政措置を拡充すること。

22. 東日本大震災関係について

(1) 震災によるPTSDを抱える児童生徒への対応等について、長期的な支援が必要不可欠であることから、養護教諭や就学援助の増加等に対応する事務職員も含めた加配の充実を図ること。

(2) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対し、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、弾力的な学級編成ができるよう復興加配教員等の継続した配置を図ること。

(3) 被災児童生徒就学支援等事業について、平成30年度以降も全額国費による支援を継続するとともに、被災児童生徒就学支援等事業交付金により実施されている

通学補助制度について、被災者の生活再建が完了するまで継続すること。